

裁判 IT 化科研ニュースレター

2024 年度
春夏 3 号

2024 年 7 月 31 日発行

本 NL のモットー (1) 裁判の IT 化関連のニュースを幅広く提供、(2) 研究のトピックをわかりやすく紹介

※この NL の web 版はこちらから (短縮 URL を作成しました) <https://bit.ly/saiban-it-newsletter>

【短報】ADR と ODR～鹿児島大学ロイヤリング実践セミナーの経験を踏まえて～ 京都産業大学法学部教授 草鹿晋一

1 ODR (Online Dispute Resolution) について

政府のデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針 (令和 2 年 12 月 25 日閣議決定) では、デジタル社会の目指すビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」を掲げ、このような社会を目指すことは、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を進めることにつながるとしている。この基本方針を踏まえ、デジタル社会形成基本法が制定され、同法に基づく「デジタル社会の形成に関する重点計画」(令和 3 年 12 月 24 日閣議決定) が策定された。「成長戦略フォローアップ」(令和 3 年 6 月 18 日閣議決定) では、新たな成長の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備の一環として、「オンラインでの紛争解決 (ODR) の推進に向け、AI 技術の活用可能性等の検討を進め、ODR を身近なものとするための基本方針を 2021 年度中に策定する」こととされ、令和 4 年 3 月に法務省により「ODR の推進に関する基本方針～ODR を国民に身近なものとするためのアクション・プラン～」が取りまとめられた。

これらを受け、いくつかの裁判外紛争解決手続 (Alternative Dispute Resolution, 略して ADR) では、ODR 手続を導入し、あるいは導入する方向で手続の見直しをおこなっているところである。土地家屋調査士会が運営する境界問題相談センター (会によって名称は異なる) においても日本調査士会連合会が「境界問題相談センター遠隔地調停等実施要領」(以下実施要領) を策定し、ODR の導入に向けた協議または試行をおこなっている。

これらの動きを受け、(当研究グループのメンバーが多く参加する) 鹿児島大学司法政策教育研究センターロイヤリング実践セミナーにおいて境界問題 ADR において ODR を導入した際の影響について、令和 5 年 3 月と 8 月の 2 回にわたり実証実験をおこなった。

2 鹿児島大学ロイヤリング実践セミナーについて

鹿児島大学司法政策教育研究センターが主催するロイヤリング実践セミナーは、若手弁護士、司法修習生、社会保険労務士、土地家屋調査士などさまざまな紛争解決にあたる実務家を対象に、具体的な事例について模擬相談、模擬調停等を実施し、その相談スキル、紛争解決技能の向上をサポートしている。榎田美雄教授をリーダーとする研究グループ (全員が本科研費グループに参加している。) では、ビデオ・エスノグラフィーの手法で参加者のパフォーマンスを分析し、理論的なバックボーンの提供とそれに基づく具体的なアドバイスをおこなってきた (その成果は榎田 美雄、米田 憲市、岡田 光弘、北村 隆憲、曾場尾 雅宏著「法実践 (リーガル・コミュニケーション) の解剖学—ビデオ・エスノグラフィーから臨床法学へ」(2023 年、晃洋書房) にまとめられている。)

これまで様々な事例を用いてセミナーを実施してきたが、ここ数年、鹿児島県土地家屋調査士会が運営する「境界問題相談センターかごしま」の関係者が多く参加されていることから、土地の境界紛争に関する事案も継続的に取り上げてきている。

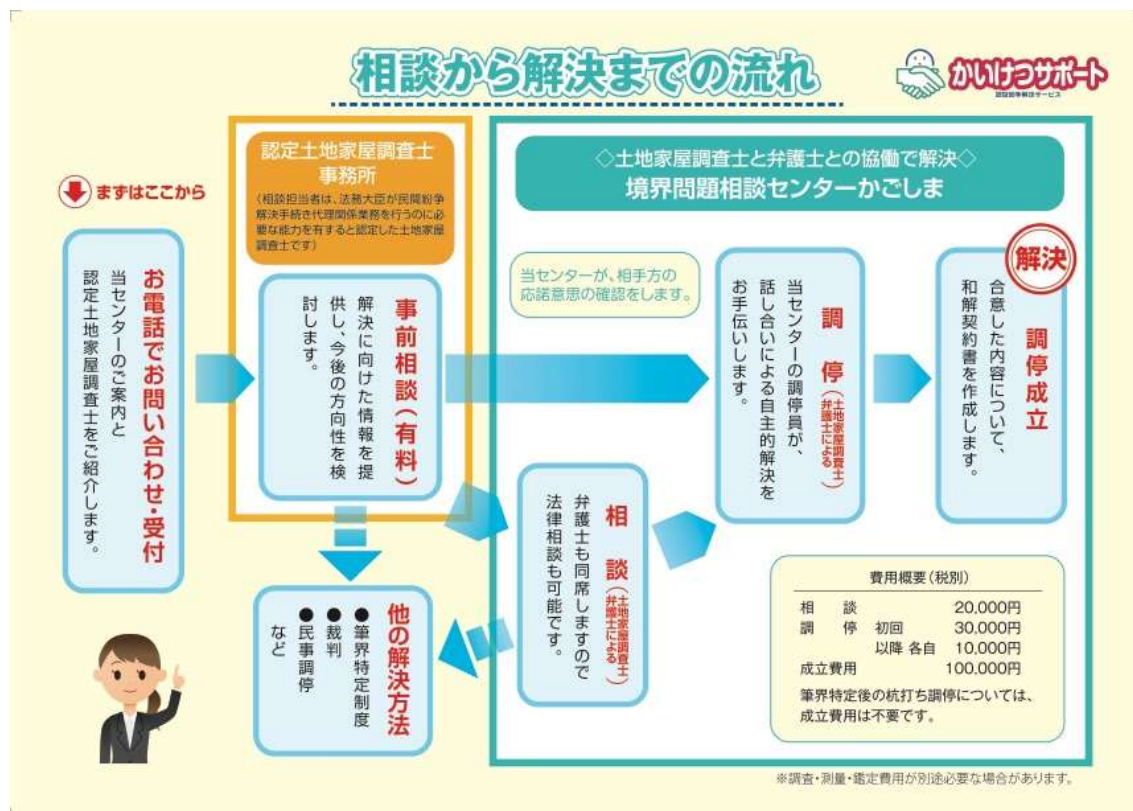
3 境界問題相談センターかごしま

境界問題相談センターかごしまは、土地の境界が明らかでないことを原因とする民事に関する紛争を対象とし、裁判手続を利用しないで当事者間の話し合いによる解決方法を提案する、いわゆる裁判外紛争解決手続の一つである。平成 18 年 5 月に設立され、平成 30 年 12 月に「裁判外紛争手続の利用の促進に関する法律」に基づく法務大臣認証を受けた (第 159 号)。認証を受けた民間紛争解決手続は、時効の完成猶予 (同

法 25 条)や訴訟手続の中止(同法 26 条)、調停前置の特則(同法 27 条)といった手続的効力が認められている(令和 5 年改正で執行力も付与できることとなった。)

境界紛争については、登記所に備え付けられた地図又はそれに準ずる図面(公図)の評価や、現地の境界に関する慣習等に精通していないとなかなか適正な評価ができない一方で、所有権の帰属という法律的な判断を求められる性質の事件なので、筆界(公法上の境界)に精通する土地家屋調査士と所有権界(私法上の境界)について判断する資格者である弁護士とが協働して手続にあたることになっている。

センターの手続には申立人と相手方との間で和解を成立させるために話し合いをおこなう調停のプロセスとそのための事案の整理等をおこなう相談のプロセスとがある(それとは別に認定土地家屋調査士による有料の事前相談もあり、問題を解決するために必要な手続とその利用方法についてアドバイスを受けることができる。下図参照)。



多くのセンターで上記の手続が実施されることになっているので、ロイヤリング実践セミナーでは、相談の段階、調停の段階についてそれぞれオンライン実施した場合の影響を検証するための実証実験をおこなった。

4 オンライン相談

令和 5 年 3 月に実施したセミナーでは、隣地との境界トラブルを抱えた土地所有者が土地家屋調査士に相談する、という事案をもとに対面で実施した場合(従来型 ADR)とオンラインで実施した場合とでどのような差が出るのか、という実証実験をおこなった。

上記フローチャートでは事前相談に相当し、紛争の実態を把握し、選択すべき手続と今後の方針について相談する想定で、一つの部屋で相談者と土地家屋調査士、弁護士が相談を受ける従来型と離れた場所からオンラインで相談する ODR モデル(実際には Zoom を利用し同じ校舎で離れた教室間を繋いだ。)とで同じ事案について実演していただき、Zoom 画面および教室に設置したカメラ・マイクを使ってモニターした。

具体的な分析は今後検証することになっているが、当日の振り返りでは、極めて厳しい指摘が相次いだ。実際に相談者役を演じた方(専門職)からは、自分の言いたいことが全然伝わらず、もどかしかった。オンライン相談は絶対に利用したくない、との感想があった。

問題として指摘されたのは、

- ① 「音」が不均一で臨場感が薄れ、対話促進効果が損なわれる
- ② 表情が不自然、特に「目線」が安定しないので、いわゆる調停スキルが使えず、事案の争点を探りづら

らい

- ③ 紛争の実情を把握するのに図面や書類の確認が必須であるところ、どの部分を見ているのか、という情報の共有が難しく、意思疎通に支障が生じた

という点であった。

これらの課題について検討した結果、まずは機器の仕様（どのような機器、マイク、カメラの質が必要か、どのようなスペックの端末が必要か）の確定、使用するアプリの選択、安定した回線の確保、などの技術的課題があることがわかった。また、遠隔相談者について、専門家の（技術的）サポートが必須であるとの認識が共有された。その上で、ADR 側について、資料の提示の仕方、させ方、理解の共有手法など ODR 特有のテクニックについて研修を重ねることが必要となることがわかった。

5 オンライン調停

令和 5 年 8 月に実施したセミナーでは、上記相談を踏まえ、遠隔地に住む申出人から ADR 調停が申し立てられたという想定で、オンラインで調停を実施した場合の影響について検証した。3 月同様、少し離れた教室をオンライン（Zoom）で結び、一方には調停員と相手方、離れた教室に申出人が在室する状況で調停を実施した。

3 月の経験を踏まえ、別室から参加する申出人と対面で参加している相手方との情報格差が表面化し、特に遠隔参加する申出人の側に不満が残るのではないかと想定していたが、実演した当事者からは「そんなに気にならなかった、意思疎通も問題がない」という感想があった。これは、①調停員と相手方が並んでカメラをというポジションがむしろ対話を促進する効果があったと思われる。②あらかじめ申立書、準備書面などの資料が提示されており、その内容確認からスタートできるので、相談者と相談員とのラポール形成が重視される相談に比べると主観的要素（信頼関係の構築、共感形成の必要性）が少なかったことなどが要因ではないかとの意見が示された。

6 考察に代えて

日本土地家屋調査士会連合会が想定する ODR モデルは ADR センターと ADR センターとの遠隔接続を前提としている。例えば鹿児島県の申出人から東京に住む隣地所有者に対して調停を申し立てるケースである。一定の回線速度と設備があることが想定されているので、今回の実験によればあまりストレスなく実施できるように思われる。一方、地方会が必要としている ODR モデルは、センターにまで来られない遠隔地、例えば離島地域に住む申出人とセンターとの間のやり取りを遠隔で実施するという形である。この場合は、申出人の設備や回線のスペックに克服すべき課題があることが想定される。実施場所やサポート体制について検討が必要になろう。

研究課題との関係では、3 月の結果を踏まえある程度問題が生じることが想定された遠隔調停におけるコミュニケーションについて主観的には齟齬が感じられなかったことについて、本当に問題がないか客観的に分析することが求められる。引き続き検証を重ねていきたい。

【短報】「オンライン反対尋問に対する異議は何故タイミングを逸するのか」をビデオデータで検証するー記憶に基づく振り返りと記録に基づく振り返り

弁護士 正込 健一郎

第 1 本稿の目的

裁判 IT 化科研ニュースレター 2023 年度秋冬 2 号（2024 年 3 月 31 日発行）に、短報として「オンライン反対尋問に対する異議は何故タイミングを逸するのか」という記事（以下、「前稿」という。）を掲載した。前稿は、令和 6 年 2 月 17 日に実施されたオンライン模擬裁判（以下、「本実験」という。）を振り返って、当職の気づいた点を指摘し、その原因についてとりあえずの仮説を提示するものであった。

前稿は、本実験から間をおかず執筆したため、その時点ではビデオデータの整理が完了しておらず、本実験に被告代理人役として参加した記憶及び簡単なメモにのみ基づいている。そこで提示した仮説も、その記憶をもとに、いわば頭の中だけで構築されたものである。今回、本実験のビデオデータが揃ったため、前稿の内容を、ビデオデータに基づいて検証することを試み、令和6年4月28日の本科研研究会で口頭発表を行った。本稿はこの発表と研究会での議論をベースにしたものである。そこから見えてきたのは、記憶に基づく振り返りと、記録に基づく振り返りの乖離である。

ただし、当職は、エスノメソドロジーや会話分析を専門とするものではないので、本実験のビデオデータの詳細な分析は専門諸家に委ねたい。

第2 前稿での仮説の整理

前稿において、本実験では、本人尋問で原告代理人による被告本人への反対尋問に対する被告代理人（当職）の異議がタイミングを逸する現象が頻発したことを指摘し、その原因として、①オンラインによる情報伝達のタイムラグ、②異議を発するプロセスにおける判断の遅れ、③尋問者のプレッシャーの遮断、の3つを仮説として立てた。

いずれも、異議がタイミングを逸するという現象に対して、オンライン化が影響しているという前提の元に、どのような影響が考えられるかという考察によって導かれたものである。その導出プロセスにはオンライン化によって生じていると想定された事象が埋め込まれている。しかしながら、本実験で実際に起こっていたことは、これとは異なることが明らかになった。

第3 ビデオデータによる検証

1 仮説1（タイムラグ仮説）

この仮説は、オンライン化によって生じるタイムラグが、会話分析で言う移行適切場の共有を困難にしているのではないかという見立てによる。しかし、ビデオデータを見る限り、尋問者（原告代理人）と被尋問者（被告本人）とのやり取りにはタイムラグによる齟齬は認められなかった。むしろ、タイムラグを織り込んで、被尋問者（被告本人）が早め早めに発話している様子がうかがわれた。これは、尋問者（原告代理人：弁護士）も被尋問者（被告本人：大学教員）もある程度オンラインコミュニケーションに習熟していることも一因と考えられる。しかし、被尋問者（被告本人）の述べるところによれば、「沈黙は自身にとって不利な心証に繋がる」との意識が強くあったとのことであり、このことがオンラインによる僅かなタイムラグを打ち消して余りある前のめりの即答を誘発し、それがために異議による介入を困難にしていることが示唆された。

なお、当職は、普段、尋問に当たって、依頼者ないし同行証人に対しては「答えにくい質問には無理に答える必要はない。答えに詰まるようであれば異議を出して介入するので落ち着いて対応するように」という趣旨の助言をするようにしている。本実験では想定より早く尋問手続に移行してしまったので、被尋問者（被告本人）にこの助言をする機会を持てなかった。被尋問者（被告本人）が沈黙を過度に恐れるあまり、回答が早まっていたのだとすれば、この助言をしておくことで結果はまた違ったものになったかもしれない。

2 仮説2（判断の遅れ仮説）

次の仮説は、異議の発話までのプロセスを①尋問者による質問－②被尋問者による反応－③異議の要否の判断－④異議の発話という想定し、本実験では尋問者（原告代理人）が遠隔地に所在し、その質問を被告代理人（当職）がモニターとスピーカーを通して把握し、それとは別に目の前の証言台に立つ被尋問者（被

告本人)の反応を確認することになるため、通常の法廷では可能な①と②との同時的把握が困難になることで、③に遅れが生じ、結果として④のタイミングを逸することになると考えた。

しかし、当事者の視線に合わせて撮影されるよう頭部に装着されたカメラによるビデオデータを見ると、合計4回の異議のタイミングで、被告代理人(当職)は、被尋問者(被告本人)には直接視線を向けていないことが確認された。つまり、上記①から④のプロセスのうち、②は実際には生起していなかった。当職が②を想定したのは、実務書でよく挙げられる、民事尋問における異議の「副次的効果(隠れた目的)」のうち、「証人に対する助け船」という項目が頭にあったからであり、実際にも、そのような意識で尋問に臨んでいた。しかし、「助け船」を出すか出さないかの判断は、必ずしも被尋問者の反応を見てなされているのではないことが映像から明らかになった。

なお、実務書では、異議は被尋問者が回答する前に出さなければ意味がないという趣旨のことが注意的に述べられていることが多いが、本実験で時機を逸した異議のひとつは、被尋問者(被告本人)が回答を始めてから発せられ、結局は却下されているが、その後、裁判官の促しにより尋問者(原告代理人)から繰り返された同じ質問に対して、被尋問者(被告本人)は回答を微妙に自身に有利な方向に修正しており、実際には効果があったとも言える。

この異議について、被告本人は、被告代理人からの「その回答はまずいよ」というメッセージと受け取ったとのことであった。このように、映像と音声をもとにひとつひとつの発話を振り返りながらそのとき何を考えていたかを共有できるのもビデオデータによる振り返りの効用である。

3 仮説3(プレッシャー遮断仮説)

本実験直後の振り返りでは、原告代理人は、オンラインでは被告本人に「圧をかけにくかった」旨の感想を述べていた。しかし、ビデオデータを見ると、法廷に擬した教室には、スピーカーから大音量で原告代理人の罵声とも言える質問が鳴り響いており、被告本人も、それに圧倒されたとの感想を持っていた。これに対する異議は、本事件で唯一タイミングを逸することなく発話され、認められたものであった(ただし、この場合も被告代理人は被告本人の反応を見てはいない。)。ディスプレイの大きさやスピーカーの音量設定にも左右されるだろうが、オンラインでも被尋問者を畏怖・困惑させることが可能であり、これに対する「助け船」としての異議は有効に出しうるということが確認された。

第4 小結

以上検討したように、前稿で提示した3つの仮説はいずれもビデオデータの検証によって裏付けることができなかった。ビデオデータから見えてきたのは、尋問者の質問に対して、被尋問者が即答することで、時機に後れた異議が空振りに終わる滑稽な場面であった。これは、事前の助言を失したことも含めた異議を出す側(当職)の尋問技術の練度の低さと、被尋問者が意識的に沈黙を回避しようとして間を空けず回答しようとしたことに直接の原因があると考えられる。ただし、尋問者・被尋問者がオンラインコミュニケーションに習熟していることにより、タイムラグを織り込んだ応答がなされることが、これに影響している可能性も否定はできない。また、プレッシャー仮説については、本実験のような極端な侮辱的質問でなければ妥当する場面も残るかもしれない。

いずれにせよ、記憶による振り返りと、記録に基づく振り返りとでは、見えるものが大きく異なることが明らかになった(本稿の主題とは外れるが、当職は自身が相手方主尋問では自身が尋問の様子を一切見ておらず、尋問を聞きながら手元で反対尋問の準備に終始してる様子を映像で見て、自分に主尋問に対する反対尋問をする気が全くないことに気付くとともに、事前にもっと具体的な反対尋問の準備をしておくべきとの教訓を得た。)

これは、法実践の現場で実際に何が起きているのかは、記録によってしか正確に把握できないことを意

味する。本科研の方法論が、法実践のありのままを素描することで、オンライン化が法実践に与える影響、もしくは、オンラインでの法実践とは何なのかが明らかになることを期待したい。そして、その先には、これまでとは質の異なる法実践のトレーニング手法が開発される可能性もあると考える。

国立大学法人 長岡技術科学大学 高口研究室内 裁判 IT 化科研ニュースレター企画編集室 〒940-2188 新潟県長岡市上富岡町 1603-1 Tel: 0258-47-9911 (内線 9911) Email:koguchi@vos.nagaokaut.ac.jp	編集後記：発行者の高口と申します。今回の3号(春夏号)は、草鹿晋一先生、正込健一朗先生から玉稿を賜りました。「遠隔裁判が意外とできてしまった」ことをどのように捉えたのでしょうか。これからも、私たちの、教育・研究・実践が多くの方たちのお役に立てるのであればこれほど光栄なことはないと思っています。今後もよろしくお願いします。(2024年6月)
--	--